

令和5年3月教育委員会定例会会議事録

- | | | | |
|---------|---|--|--|
| 1 招集年月日 | 令和5年3月16日（木）午前10時00分 開会 | | |
| 2 招集場所 | 喜多方市役所本庁舎4階 第3委員会室 | | |
| 3 出席者 | 教育長
教育長職務代理者
二番委員
三番委員
四番委員 | 佐川正人
遠藤一幸
高橋明子
長田聡子
山口謙太郎 | |
| 4 出席職員 | 教育部長
教育総務課長
学校教育課長
生涯学習課長
文化課長
中央公民館長
学校教育課主幹
学校教育課主幹
文化課主幹
教育総務課長補佐
生涯学習課長補佐
文化課長補佐
中央公民館長補佐 | 遠藤紀雄
佐野仁美
穴澤正志
佐藤洋
伊藤博之
田中勲
外島誠司
佐藤潤
鈴木美智子
塚原和憲
高橋淳
高畑知史
中村美恵子 | |
| 5 閉会 | 午後0時13分 | | |

1 開会

教育長 それでは皆さん、おはようございます。
 これより令和5年3月教育委員会定例会を始めてまいります。

2 会期の決定

教育長 続きまして、会期の決定であります。会期につきましては本日
 1日としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
各委員 異議なし
教育長 異議なしということでありますので、会期につきましては本日1
 日といたします。

3 書記の指名

教育長 続いて、書記の指名に移ります。
 書記につきましては、事務局から教育総務課長補佐を指名したい
 と思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
各委員 異議なし
教育長 異議なしということでございますので、書記については教育総務
 課長補佐をお願いいたします。

4 会議録の承認

教育長 続いて、会議録の承認でございますが、令和5年2月教育委員会
 定例会及び2月臨時会の議事録の内容等について、ご質問またはご
 訂正等ありましたらお願いいたします。特にございませんか。
教育長職務代理者 2月9日の議事録です。18ページの私の発言のところですが、「教
 育長、5年間」となっていますが、「教育長、大森委員、本当に大変
 お疲れさまでした」と訂正いただきたいと思います。
教育長 よろしいでしょうか。そのように訂正方お願いいたします。
 他にございますでしょうか。
長田委員 2月9日の定例会のほうです。16ページの上から2行目ですが、
 「条例の文言を」の前に「すぐには」を入れていただいて「すぐ
 には変えられない」にさせていただいて、それからその次の「ある程度
 の説明」というところを「丁寧な説明」と変えていただけたらと思
 います。
教育長 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

各委員 なし
教育長 なければ、議事録については承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし
教育長 異議なしということでございますので、会議録は承認することといたしました。

次の報告事項に入る前に、本日の議案等の中で報告第32号及び承認第4号につきましては、人事に関する案件でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、教育長または委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数決で議決した場合は、案件について公開しないことができるとされております。

お諮りいたします。

報告第32号及び承認第4号につきましては、非公開で実施することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし
教育長 異議なしということでございますので、両案件につきましては非公開といたします。

5 報告事項

(1) 行事等の報告

教育長 それでは、報告事項に入りますが、説明の前に加筆修正ありましたらお願いいたします。

教育総務課長 加筆修正ございませんので、よろしくお願いいたします。

教育長 では、(1)行事等の報告について、説明をお願いいたします。

教育総務課長 1ページをお開きいただきたいと思います。

行事等の報告についてであります。前回、2月定例会開催日の2月9日から昨日までの行事等につきましては、記載のとおり4件ございました。日時、行事名、開催場所、出席者につきましては記載のとおりですので、ご説明は省略させていただきます。

以上です。

教育長 この件についてご質問等ありましたらお願いいたします。

各委員 なし

教育長 ご質問がないようでございますので、この件についてはこの程度といたします。

(2) 教育長の報告

報告第29号 共催及び後援の承認について

教育長 次に、(2)教育長の報告で、まず報告第29号共催及び後援の承認について説明をお願いいたします。

教育総務課長 2 ページをお開きいただきたいと思います。

報告第29号共催及び後援の承認についてであります。2月定例会以降、共催を3件、後援を2件承認いたしましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定によりご報告するものであります。

使用名義はいずれも喜多方市教育委員会であります。内容等につきましては、所管課から説明をいたします。

生涯学習課長 それでは、生涯学習課所管分の共催3件と後援1件についてご説明申し上げます。

3 ページをお願いいたします。

まず、ナンバー1の共催でございます。事業名は第61回会津熱塩三ノ倉スキー大会で、開催日につきましては3月5日日曜日、会場は三ノ倉スキー場となります。

この事業につきましては、コロナ禍の影響により実に4年ぶりの開催であり、市内外から約120名の参加がございました。

申請者以下の内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー2の共催でございます。事業名は子どもぷよぷよeスポーツ大会で、開催日につきましては3月18日土曜日、会場は喜多方プラザとなります。

この事業でございますが、eスポーツを通じて集中力の向上を図るとともに、学区を越えて交流、親睦を深める場の提供を目的に開催するものでございます。

申請者以下の内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー3の共催でございます。事業名は蔵のまち喜多方桜ウォーク2023で、開催日につきましては4月15日土曜日、会場は押切川公園スポーツ広場、日中線記念自転車歩行者道外となります。

この事業でございますが、日中線記念自転車歩行者道の全長3キロにわたりますしだれ桜の並木コースをメインといたしまして、ウォーキングを通じて参加者の健康づくりや交流を目的に開催するものでございます。

なお、ウォーキングにつきましては5キロコースのみとなります。参加者の定員の上限が800名ということで実施する内容でございます。

申請者以下の内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、後援1件についてご説明申し上げます。

ナンバー1の後援でございます。事業名は第19回華舞翔新体操倶楽部演技発表会、田中涼介復活応援プロジェクト支援イベントで、開催日につきましては3月25日、26日の2日間となり、会場は押切

川公園体育館でございます。

この事業でございますが、昨年6月に本市出身で青森大学2年生の田中涼介さんが、トランポリンの練習中に頸椎損傷の大けがを負いまして、鎖骨から下が動かせない状態となってしまったため、田中君が幼少期から在籍しておりました本市のスポーツ少年団であります華舞翔新体操倶楽部が、田中涼介さん復活のためのイベントを企画したものでございます。

申請者以下の内容につきましては記載のとおりであります。

生涯学習課所管分については以上でございます。

文化課長

では、続きまして文化課分をご説明いたします。

後援のナンバー2、事業名が第31回塩川萌黄会美術展、申請者は塩川萌黄会会長、開催日以降は記載のとおりでございます。

なお、この団体につきましては、市文化協会に所属します団体でございます。会員相互の親睦を図りながら、活動の成果の発表の場として美術展を開催しているものでございます。また、地域文化の向上に寄与することを目的にこれまで継続して開催してきており、今年で31回目となった事業ということでございます。

説明は以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

それではこの件について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

山口委員

教育委員の山口です。2点ほど質問させてください。

共催と後援とあるのですが、共催というのは具体的には例えば市のほうから予算が出るとか、職員と一緒に事務局として動くとか、そういうようなことなのでしょう。どういうものが共催と呼ばれるのか、どういうものが後援と呼ばれるのか、説明いただけるとありがたいです。

教育長

それでは共催と後援、それについて事務局から答弁を求めます。

教育総務課長

まず、共催についてでございます。共催については、その文字のとおり共に行うというところがありまして、人的なところ、それから金銭的な支援の部分があるものについてが共催というような位置づけのところでございます。

後援についてはそういったことはなく、事業を喜多方市教育委員会で後援するというようなことで、申請があれば内容を判断しまして後援していくというような内容になっております。

教育長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

各委員

なし

教育長

それではご質問がないようでございますので、この件についてはこの程度としたいと思います。

報告第30号 喜多方市社会教育関係団体の認定の取消について

教育長 次に、報告第30号喜多方市社会教育関係団体の認定の取消について説明をお願いいたします。

生涯学習課長 報告第30号喜多方市社会教育関係団体の認定の取消についてご説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

喜多方市社会教育関係団体に関する規則第8条の規定に基づきまして、喜多方市社会教育関係団体の認定を取消したいので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告いたします。

団体名、代表者、所在地、認定取消し日につきましては、記載のとおりでございます。

認定取消しの事由といたしましては、会員の高齢化に伴いまして社会教育認定団体として継続活動ができないとの理由により認定を取り消したいとするものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 この件に関してご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

各委員 なし

教育長 ご質問がないようでございますので、この件についてはこの程度といたします。

報告第31号 令和5年度喜多方市公民館事業計画について

教育長 次に、報告第31号令和5年度喜多方市公民館事業計画について説明をお願いいたします。

中央公民館長 報告第31号をご説明申し上げますので、5 ページをお開きいただきたいと思います。

報告第31号令和5年度喜多方市公民館事業計画について、公民館組織運営に関する規則第7条の規定に基づき、下記のとおり承認を受けましたので、喜多方市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により報告するものでございます。

令和5年度の喜多方市公民館事業計画は別冊のとおりとなっておりますので、お手元にごございます別冊の事業計画書をご覧くださいと思います。

令和5年度公民館事業につきましては、去る2月7日に開催いたしました公民館運営審議会への諮問答申を経て作成しまして、教育長の承認をいただいたところでございます。令和4年度の事業計画

から新たに要素をお示ししております。市の総合計画に基づきまして課題を洗い出しまして、解決するために必要となる意見である要素を表記することにより、目標に沿った事業の計画を目指したものといたしました。

例えば2ページをお開きください。左上の(1)の青少年教育関係の1番、喜多方市少年少女発明クラブで説明いたしますと、最後の62ページをご覧くださいますと、要素の(4)地域コミュニティと(5)環境・歴史・文化・芸術・郷土愛としておりますが、これは地域コミュニティー、地域全体で子供たちの成長を支えるということと、環境・歴史・文化・芸術・郷土愛の視点を踏まえたものとして計画したというものになっております。

事業計画の全体の内容としましては、昨年同様、各公民館で方針や努力目標を定めまして、人づくりの指針に基づく人づくりの指針推進事業、地域の歴史、文化、自然など地域の特色を生かしました生涯学習推進特別事業、学校や地域の団体と連携して行う地域連携事業を実施するほか、ライフステージに合わせた青少年教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育の充実を図り、家庭教育などの事業を実施してまいります。

なお、内容の詳細につきましては事前に配付させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

教育長

それでは、この件についてご質問等ありましたらお願いいたします。

高橋委員

主に2つございまして、1つ目は慶徳公民館についてです。慶徳公民館は25ページです。

大臣表彰を受けられたということで大変おめでとうございます。素晴らしい実績だなと思うのですが、慶徳公民館の事業内容について昨年から継続というものが多く、新規のものもちろん、「危ない講座」というのもちょっとございますが、昨年、その前から恐らく継続されているのだなという事業が多いのですが、表彰するものについて、どのようなところが評価されたかというのが、もし分かれば教えていただきたいのと、表彰報告会のようなもので、どんな取組をして表彰されたのかというところ、学校との結びつきもあったと思うので、そういった報告のようなものを聞くことができるのかどうかということをお願いします。

生涯学習課長

表彰の関係でございますので、私からお答えさせていただきたいと思いますが、第75回優良公民館ということで、今年度受賞の荣誉に浴されましたが、その内容につきましては地元との連携ということで、特に認められたのが重要無形文化財指定になっております慶徳稻荷神社の御田植祭について、学校と地域と公民館が一体になっ

て取り組んだということが高く評価されまして、今回受賞となったものでございます。

教育長
高橋委員

その報告会ということで、地元の区長、学校長など、有力者の方々を招集いたしまして、公民館で報告会を開催しました。

よろしいでしょうか。続いて次の件お願いします。

報告会は私も行きたかったです。

33ページの熱塩加納公民館の⑥その他のところに、当公民館には旧市内公民館の町づくり委員会のような組織がないという記載がございます。それについてですが、まちづくり委員会があるところとないところがいろいろあると思うのですが、一つに市のほうで、市というか教育委員会のほうでまちづくり委員会を継承しているとか、そういったことがあるかどうかというのが一つと、私はこれがとてもあったらいいなと思うような会だと思っているのですが、全体にこれを広めていこうというお考えはあるかどうかというのを伺いしたいと思います。

中央公民館長

今ご質問ございました熱塩加納公民館の努力目標の⑥にありますまちづくり委員会のような組織をということで書いてございますが、実際まちづくり委員会というような組織を各公民館でつくるといような方向は、今のところないところでございます。

ただ、各公民館のほうに催し等を手伝っていただける方や、様々な次年度の事業計画をするに当たって事業推進委員というような委員会を設けている、その委員を設けている公民館は二、三ございます。

以上でございます。

教育長
山口委員

よろしいでしょうか。他にございますか。

2 ページのところですけども、中央公民館の講座で、なんでもやってみ隊という青少年教育関係です、2 番のなんでもやってみ隊というものと、3 番の青少年ちゃれんじ講座ということで、小学生を対象にした、何でしょう、いろんなことをやらせるというやつだと思うのですけれども、個人的に私、うちの子供たちも3 人ともこちらの講座にお世話になりました、すごくよかったのですけれども、何か最後のほうは人が集まらなくて、なかなか回数自体も、うちの一番上の子が入ったときは結構回数も多くて、それこそ8 回ぐらいやっていたと思ったのですけれども、だんだん回数も減って行って、ちょっと子供の数もなかなか集まらなくなったのだと伺っていたのですけれども、現状、1 番の少年少女発明クラブと合わせて、定員は一応25、12、15となっているのですけれども、例えば去年とかおととしとかの集まり具合はどんな感じだったのかなと思ひまして。

中央公民館長

今の内容で人数の出席者数に関してでございますが、今手元には何名ということをお示しできる資料はございませんが、やはりこの

中で、今申しました3つの事業関係につきましては、子供が実際に参加者が減ってきているというのは実情でございます。ただ、それがやはりコロナの関係なのか、それとも年齢が高くなって、例えば別な、家庭の関係でクラブ活動とか、そういったものに改めて自分の目的をそちらに変えたということまでは伺っていないのですが、そういうことが要因として考えられるところでございます。

教育長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

高橋委員

1ページの職員研修についてお伺いしたいと思います。

⑤のところの1ページに「会津教育事務所等の関係機関と連携を図り」ということが記載されておりますが、私が理解できるのは、教育事務所の先生がいらして公民館の事業報告をするということですので。このときに、たしか数年の間は公民館の審議委員会と一緒にやっていらしたという記憶があるのですが、今はどのような形でやっているのかということと、他の機会も教育事務所と連携するというのはどのような機会があるのか、教えていただきたいです。

中央公民館長

今の件でございますが、今現在、会津教育事務所さんと協議会と合同では実施してございません。今まで公民館、今年度で申しますと、3つの公民館が発表したような形で、それを受けてご指導をいただくというような内容でございます。

ただ今後、やはり公民館運営審議会の中でも質問が出まして、様々な社会教育指導員のスキルアップ研修については、会津教育事務所さんが関わっておられる研修というのは年に一度の事業しかないわけなのですけれども、今後やはりスキルアップを含めた計画については、やはり今後考えていただきたいというような公民館運営審議会での委員からの意見もあったところでございます。今後検討していくことは考えております。

以上です。

高橋委員

よく分かりました。ありがとうございます。

その職員研修ということに関して、市で開催している研修会もあると思うのですが、それ以外に、県や教育事務所の枠でいろいろな研修会というのが開催されています。オンラインのものもございますし、私も関わっているのは家庭教育関係がちょっと多いので、そのことしか分からないと思うのですが、いろいろな方面の研修会にぜひ指導員や館長さんが参加しやすい形をつくっていただきたいというか、例えば仕事を休んで行かなくてはいけない場合もあると思うのですが、そうではなくて行けるときとか、以前はあったかなと思うのですが、最近どうなっているのか、その辺ちょっと分からないので、ちょっと説明していただきたいのと、ぜひ参加しやすい形をつくっていただきたいと思います。

以上です。

中央公民館長

今ほどの内容でございますけれども、やはり今高橋委員がおっしゃったような内容も、公民館運営審議会の中では出されたところがございます。やはり中央公民館としまして、こちらの基本方針の⑥のその他にも書いてありますが、やはり統括館としての役割は様々な役割があるかと思うのですが、やはりそういった県の機関とか様々な機関での研修も含めて、今後そういったものが開催されれば含めた内容で参加していきたいというの也有ありますが、あとはその他にも、年度初めに一度、今年度もですが、県の研修もやっております、会津教育事務所の先生を講師に研修会を開いているところではあります。

以上です。

教育長

よろしいでしょうか。

各委員

なし

教育長

それでは、質問がないようでございますので、この件についてはこの程度といたします。

報告第32号 県費負担教職員の異動に係る内申について

教育長

次に、報告第32号県費負担教職員の異動に係る内申についてですが、非公開案件となりますので、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

なお、次の議題であります、承認第4号についても非公開案件となります。

(非公開)

6 承認事項

承認第4号 県費負担教職員の異動に係る内申について

(非公開)

7 審議事項

議案第37号 学校医の解嘱及び委嘱について

教育長

それでは審議事項に入りますが、説明に入る前に加筆修正がありましたらお願いいたします。

教育総務課長

加筆修正ありませんのでよろしくお願いいたします。

教育長
学校教育課長

では、議案第37号について説明をお願いいたします。
それでは、8ページをお開き願います。
議案第37号学校医の解嘱及び委嘱についてであります。
学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校医を下記のとおり解嘱及び委嘱したいとするものであります。
まず1、解嘱学校医は、記載のとおりで、2、解嘱年月日は令和5年3月31日であります。
3、委嘱候補者、委嘱する学校は記載のとおりであります。
4、委嘱年月日は令和5年4月1日であります。
説明は以上です。

教育長

この件に関し、質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

各委員
教育長

なし
ご質問等がないようですので、この件については可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員
教育長

異議なし
異議なしということですので、この件については可決いたしました。

議案第38号 喜多方市社会教育関係団体の認定について

教育長
生涯学習課長

次に、議案第38号について説明をお願いいたします。
それでは、議案第38号喜多方市社会教育関係団体の認定についてご説明いたしますので、10ページをお開きいただきたいと思います。
喜多方市社会教育関係団体の認定に関する規則第3条、第4条の規定に基づき、下記の団体を喜多方市社会教育関係団体に認定したいとするものでございます。
提案の理由につきましては、社会教育関係団体の認定申請があったことにより、新たに認定しようとするものでございます。
団体名につきましては、NORIプロダクション、団体の概要につきましては、次ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。
申請年月日は令和5年2月1日。
代表者氏名はNORIプロダクション風間勝。
結成日につきましては、令和3年5月1日となります。
事務所所在地につきましては、喜多方市字小田付道下7146番地で、この団体の活動目的及び内容等につきましては、音楽に関する活動を中心にボランティア等の積極的な参加活動を行っておりまして、以下の項目につきましては記載のとおりでございます。
認定に当たりまして、一番下に記載してございますが、2月22日

に開催いたしました会議におきまして社会教育委員の皆様からご意見をいただきました。

その結果、この団体については社会教育に関する事業として、市民を対象としたカラオケ教室の実施や老人ホームへの訪問など、市民の技術習得や社会福祉の活動に寄与しており、規約においても、団体の目的や役員、総会に関する内容が明記されており、継続的に事業を展開する組織が確立しているなどのご意見をいただいたところでございます。

以上のことから、この団体につきまして社会教育関係団体として認定することは適当であるとのご意見でございました。

内容については以上でございます。

教育長
長田委員

それでは、この件に関し質問等ありましたらお願いいたします。

このNORIさんというのが見えてこないのですが、男性、女性、年代等、こういった感じの方なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

生涯学習課長

NORIという部分ですが、幹事の方に「のりこさん」という方がいらっしゃいまして、その「のり」を取ってNORIプロダクションというふうにしたようでございます。女性の方で、年齢等はちょっと把握しておりません。

教育長
各委員
教育長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか

なし

それでは、ご質問等がないようでございますので、この件については可決するということでよろしいでしょうか。

各委員
教育長

異議なし

異議なしということですので、この件については可決いたしました。

議案第39号 喜多方市スポーツ推進委員の委嘱について

教育長
生涯学習課長

次に、議案第39号の説明をお願いいたします。

議案第39号についてご説明申し上げますので、12ページをお開きいただきたいと思います。

喜多方市スポーツ推進委員設置規則第2条の規定に基づきまして、喜多方市スポーツ推進委員を下記のとおり委嘱するものでございます。

提案の内容につきましては、スポーツ推進委員の任期満了に伴いまして新たに委嘱しようとするものでございます。

委嘱候補者につきましては、次ページ、13ページと14ページをお開きいただきたいと思います。

委嘱候補者は、再任が35名、新任が1名で、合計36名となります。

氏名、地区名につきましては記載のとおりでございます。

12ページにお戻りいただきたいと思います。

委嘱の期間につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとするものでございます。

説明は以上でございます。

教育長

この件に関し、質問等ありましたらお願いいたします。

山口委員

ちょっと私も詳しくは知らないのですが、結構スポーツ推進委員というのは地区ごとに人数に偏りというか、結構差がありまして、例えば塩川地区は8名なのですが、山都地区も同じく8名います。でも、熱塩加納地区は4名だけということになっていて、必ずしも人口比ではないような数になっているみたいなのですが、あれですか、もともとこのぐらいのスポーツ推進委員が欲しいのだけれども、少ない地区なんかはなかなか応募がないというような、そういう状況なのでしょうか。この辺ちょっと教えていただければと思います。

生涯学習課長

このスポーツ推進委員につきましては条例で定員が定められておりまして、45名というところになってございます。その中で、現在36名ということでございますが、委員おっしゃるように、地区でばらばらでございますが、こちらにつきましては、地区の体育協会や民館等から推薦があつて担っていただいているものでございますので、できれば山口委員おっしゃったように地区均等になるようにしていきたいとは思いますが、現状はこのようなことでございます。

教育長

では、他に。

長田委員

私も同じで、熱塩加納地区の人数が少なかったことが気になって、支障はないのかなと思ったものですから、それをお伺いしたいと思いました。そういうことでした。

教育長

それでは、他にございますでしょうか。

教育長職務代理者

同じ内容なのですが、先ほどの公民館事業でも思ったのですが、熱塩加納地区で来年度新たな形の町民運動会という話がありました。その中でこうして4人ぐらいのスポーツ推進委員、町民運動会もスポーツ推進委員が運営に携わるという形になっているので、もし足りないような場合、例えば喜多方地区からの対応、塩川地区からもお願いするとか、そういう形は取れないのかなと思ったので質問しました。

生涯学習課長

確かに熱塩加納地区については4名ということで、他の地区と比較すると少ない状況でございますが、熱塩地区におきましては、スポーツクラブ等もございますので、そちらのほうとも連携して、この町民運動会の支援だったりしていただくことも可能かと思えます。皆さんご心配というか、人数的な部分で、その部分はご心配ということでございますので、先ほども申しましたように、地区の体

育協会のほうにもこういった現状ですということで、新たに、先ほ
ど言ったように定員が45名ですので、その範囲内で新たに委嘱とい
うことも可能ですので、そちら地元の体育協会のほうともちょっと
協議できればと思っております。

教育長
高橋委員

よろしいでしょうか。他にございますか。

恐らく全体的な傾向として、皆さん何年もやっていらっしゃる方
をお見受けするのですが、続けていらっしゃる方を交代するという
考えはちょっと私にはありませんが、もしまだ枠があるようでした
ら、できるだけ新しい方、若手とか、入れる方向で考える、そのよ
うに進めてはいかがでしょうか。

あと、女性の数も全体から見るとちょっと少ないのかなと、ざっ
と見てお見立てしますので、そういった女性や、それからスポーツ
の指導が十分できるというような意味からも、もし枠があるなら増
やしていくのはいかがですか。

生涯学習課長

委員おっしゃるように、女性だったり若手の参画ということも、
今後検討していかなければならないと思っておりますので、その辺
につきましては今後の課題ということで、地区の方々等ともお話し
する機会を設けて、なるべく若手だったり女性に参画していただい
て、それが後継者育成にもつながるものでございますので、このよ
うな形で今後進めていきたいと思います。

教育長
山口委員

よろしいですか。ほかにご質問等ございますか。

具体的な採用といったらあれですけども、任用までの流れです
けれども、私もちっと広報か何かでちょっと見たことがあるので
すけれども、スポーツ推進委員募集みたいな内容のものを見たこと
があったのですけれども、基本的には、やりたいと思った方が体育
協会か何かに声をかけるというか、応募して、体育協会から推薦を
もらってなるという流れなのでしょうか。それとも体育協会のほう
で声をかけていくというようなやり方なのでしょうか。その辺の流
れを教えていただければと思います。

生涯学習課長

スポーツ推進委員の募集につきましては、例年広報等々で募集を
してございます。やはりどちらかというと体育協会、地区の推薦が
主でございまして、募集をしてもなかなか集まらないというのが現
状でございます。なので、今までもそうですけれども、この新任の
方につきましても体育協会からの推薦ということでございます。

教育長
各委員

よろしいでしょうか。他にございますか。

なし

教育長

なければ、この件に関しては可決することとしてよろしいでし
ょうか。

各委員

異議なし

教育長 異議なしということですので、この件については可決いたしました。

議案第40号 喜多方市学校開放体育施設管理指導員の委嘱について

教育長 次に、議案第40号について入りますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、教育委員会の委員は、三親等以内の親族の一身上に関する議事に参加することができないとされておりますので、山口謙太郎委員には、ここで退席をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、議案第40号について説明をお願いいたします。
それでは、議案第40号についてご説明申し上げます。
15ページをお開きいただきたいと思います。

喜多方市公立学校施設の開放に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、喜多方市学校開放体育施設管理指導員を下記のとおり委嘱するものでございます。

提案の理由につきましては、委員の任期満了に伴い新たに委嘱しようとするものでございます。

委嘱候補者につきましては、次ページをお開きいただきたいと思います。

委嘱候補者は再任が11名で、新任が1名、合計で12名となります。
開放する学校につきましては全部で14校、開放する施設につきましては全部で25施設になります。

開放学校、開放施設、氏名、地区名につきましては記載のとおりでございます。

15ページにお戻りいただきたいと思います。

委嘱の期間でございます。委嘱の期間につきましては令和5年4月1日から令和6年3月31日までとするものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 この件に関し、質問等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

各委員 なし

教育長 ご質問がないようでございますので、この件に関しましては可決することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

教育長 異議なしということですので、この件については可決いたしました。

議案第41号 喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区防災計画について

教育長
文化課長

それでは、議案第41号について説明をお願いいたします。

では、議案第41号のご説明を申し上げますので17ページをお願いいたします。

喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区防災計画についてであります。喜多方市伝統的建造物群保存地区保存条例第12条第2項の規定に基づき、本防災計画を作成したいとするものでございます。

提案理由につきましては、本防災計画につきまして喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会より答申を受け、作成しようとするものでございます。

次ページ、18ページをお開きいただきますと、こちらは伝統的建造物群保存地区保存審議会からの答申の内容でございます。

防災計画につきましては、別紙のほうをご準備いただきたいと思います。

こちらの別紙の防災計画でございますが、計画内容の詳細説明につきましては割愛させていただきたいと思いますが、概要につきまして簡潔に申し上げさせていただきたいと思います。

計画の1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページは計画と目的等記載してございますが、こちらの文章の一番下から5行目の終わりのほうからになりますが、総合的なというところです。若干読み上げます。総合的な防災施設等整備事業の実現に向けた防災施策の基本方針と、今後取り組むべき防災施策の指針を示すものとして策定するというものでございます。

次ページをお願いいたします。

もう1章、基本方針ということでお示ししておりまして、1つ目、1、想定災害というところでございます。本計画において想定する災害につきましては、火災、地震、雪害とし、積雪時や地震時の火災、積雪時の地震等の複合災害も対象とするものでございます。

なお、以下次ページ以降、各災害に対する方策等をまとめてございます。

この計画策定に関しましては、令和2年度と3年度の2か年で基礎調査を行ってございます。その基礎調査を基にした報告書を基にこれらの計画をまとめたというものでございます。

概要につきましては以上でございますが、なおこの計画につきましては、昨年10月の定例教育委員会でご意見をいただいております。その後の伝建審議会等の意見を踏まえまして若干修正を行っていただいたというものでございます。

大きく修正した部分を2点申し上げますと、まず全体に係る部分といたしまして2ページ以降、全般的になるわけでございますが、全体のものでは文章でずらずらと記載していたものを箇条書のように、理解しやすいような表現に努めて整理をしたと

いうものが1点。

あと、4ページをお開きいただきまして、⑥、⑦、この2点につきましては、出火防止の啓発活動につきまして、これらは審議会での意見等を踏まえまして、こちらは加筆をさせていただいたような中身でございます。

説明は以上でございます。

教育長

それでは、この件についてご質問等ありましたらお願いいたします。

高橋委員

大変見やすくなってよかったと感じました。

それで、14ページのことでちょっと質問なのですが、スケジュールや役割分担という表がございまして、最後のほうに地区・保存団体等という役割のところにも丸や二重丸がついているもの、例えば14ページですと、二重丸のついている防災に関する学習会等の開催などという具体的なプランというのが、プランというか案が出ているのですが、このことを実際に行っていく計画というのはもう少しできているのかどうかというのと、これは文化課が中心にやっていくのか、生涯学習課なのかという、どちらでもいいのですけれども連携してやっていただきたいということが、これは意見なのですが、質問と言いましたが意見でございます。

ぜひこのプランを具体的に、来年度お示しいただく重点事業実施計画書か何かこういった中に具体的なプランとして上げていく、実際に行動を起こしていくというような段取りで進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

文化課長

ではまず1点目、防災に関する学習会等の実施の業務でございますが、二重丸、一丸ということでそれぞれ区別はさせていただいております。

我々の考えといたしましては、地区の保存団体等の方々を中心にそういった学習会等は積極的にやっていただいたという考えでございます。そこには、地区にお任せということではなくて、我々文化課ですとか、あと市の防災担当の部署とか、そういったところの関わりというのにも出てくる場面もあるかと思っております。

次年度、こういうソフト的な事業を伝建地区内で実施する場合の補助メニューというのにも準備をいたしまして、例えばそれに係る講師の費用ですとか、そういったものにも充てられるような支援をしていきたいということで考えてございます。

あと、実際この計画を踏まえた5年度の計画というところで、後ほど触れる部分ではございますが、この実施計画案の13ページに若干記載がございます。一番下のところが伝建地区内の関係する部分で、4点ほどあるうちの上から2つ目、防災計画に基づく消火栓等防災設備の設計という部分が確認いただけますでしょうか。この計

画を今年度策定しまして、令和5年度、実際今度は伝建地区内の消火栓等を含めた防災設備の設計業務を委託して、それを踏まえて今度は地域内の整備を図っていくというような計画でございまして、まずは来年度、そういった設計の業務委託をして、今後どのように整備をしていくかというところで準備を進めていくという作業でございます。

学習会の次年度以降のというところでございますが、そちらは具体的に今のところ、いつ何をやるか、できるかというところの予定はございませんが、そこは地区とお話をしながら、なるべく早めに、そこは次年度できるものからやっていくということでございますので、特に計画には載せてございませんが、そこはできるところから進めていきたいと考えてございます。

教育長
山口委員

他にございますか。

この小田付地区の、これは小田付に限ったことではないと思うのですけれども、4ページの2番の早期発見・早期通報というところの下にあるのですけれども、保存地区は、高齢者の単独世帯及び夫婦のみの世帯が多く、早期発見・早期通報が困難な世帯が存在しているとなっております。恐らくこれは小田付に限らず、例えば私の住んでいる塩川町の別府という区なのですけれども、うちの区とか組なんかもこういった世帯が増えていまして。実際に防災であるとか、例えば消火設備であるとか、設備を整えておいても使い方が、使えないというか、実はちょっとたまたまなのですけれども、昨年私が自分の地区の区の役員に当たってまして、防災訓練とかそういったものに参加させていただいたのですけれども、区の役員も大分高齢の方が多くて、消防署でやっていただいた避難訓練であるとか、火災のときの消火訓練とか参加したのですが、参加した役員の方が例えば消火器を持って消火をする段階で転倒してけがをするという事例が発生しまして、そもそも消火活動というか、火が上がっても、もう高齢者の方が参加すること自体がまず二次災害になってしまうというか、そういうケースが恐らく高齢者の世帯が多くなるとそういった案件が多くなってくると思うので、何でしょう、若い方が小田付とかこの地区に入ってきて入居するというか、そういうような計画とか事例というか、例えば地域おこし協力隊の方とかそういった方が入ってきて若い方が住むとか、そういった可能性というのは今後あるのでしょうか。

文化課長

高齢の方だけですと、なかなか初期対応というのも難しいというのはご指摘のとおりかと思っております。当然若い方は日中お勤めに行っている方もほとんど多くいらっしゃるということですし、ただ、委員おっしゃるように、地域おこし協力隊が入って、そんなに多くはございませんが地域で活動されている方、住んでいただいて

教育長
高橋委員

よろしいでしょうか。他にございますか。

教育長
長田委員

文化課長

教育長
各委員
教育長

各委員
教育長

議案第42号 喜多方市文化財保存活用地域計画及び喜多方市文化芸術推進基本計画
について

教育長
文化課長

次に、議案第42号についてご説明をお願いいたします。

議案第42号のご説明を申し上げますので、19ページをお開き願います。

喜多方市文化財保存活用地域計画及び喜多方市文化芸術推進基本計画についてであります。文化財保護法第183条の3第1項及び文化芸術基本法第7条の2第1項の規定に基づき、喜多方市文化財保存活用地域計画及び喜多方市文化芸術推進基本計画を作成しようとするものでございます。

提案理由につきましては、同両計画につきまして、喜多方市文化財保護審議会より答申を受け作成しようというものでございます。

次ページ、20ページをお開きいただきますと、こちらは文化財保護審議会からの答申の内容でございます。

計画書につきましては別紙となりますが、こちらも両計画共に詳細の説明につきましては割愛させていただきと思いますが、こちらの概要につきまして簡単にご説明させていただきたいと思っております。

説明の順番ですが、順序が逆になってしまいますが、まず最初に文化芸術推進基本計画のほうからお願いをしたいと思いますので、表紙の左上、別紙2となっているほうからお願いしたいと思います。

こちらの計画につきましては、本市が目指します文化芸術に関する施策の指針となるものとして策定するものでございまして、令和3年度からの5か年の計画となっているものでございます。

3ページをお開きいただきまして、4の計画の対象とする文化芸術の範囲というものをお示ししてございます。この計画書の中で対象といたします文化芸術につきましては、文化芸術基本法に掲げられている項目を基本といたしまして以下のとおりということで、それぞれ芸術から文化財等、地域における文化芸術までということで、これらを対象としているというものでございます。

21ページをお願いいたします。

こちら計画の全体、体系図をお示ししてございます。基本理念といたしまして、その左側に縦に書いてございますが、「文化芸術で出会い、育む 喜多方のひと・まち・みらい～文化芸術創造都市の形成～」としてございます。

この計画につきましては、この体系図のとおり基本理念から施策の柱、それぞれまとめてございまして、この計画の策定に当たりましては、これまでの取組またはアンケートやワークショップ、そういったものの結果のほうから課が調整いたしまして、それらも踏ま

えましてこのような形でまとめたというものでございます。こちらは以上でございます。

もう一つの計画でございますが、表紙の左上に別紙１となっているほうの準備をお願いしたいと思います。

こちらはもう一つのほう、文化財保存活用地域計画でございます。

この計画につきましては、歴史文化資源の保存、活用、継承を総合的、一体的に実現するための基本計画及び行動計画として作成するというものでございまして、そちらも令和５年度からの５か年をするような計画をお示ししているものでございます。

こちらは、まず70ページをお開きいただきたいと思います。

70ページ、第３章喜多方市の歴史文化の特徴というところでございます。２の歴史文化の特徴といたしましては、本市の歴史文化の特徴を３つに整理しておりますということで、そこをマーカーで色染まって白抜き文字になっており、その記載のとおり３つの視点でまとめているところでございます。

続いて、73ページをお開きいただきまして、73ページは第４章。このページでは将来像を記載してございます。一番下の緑色の四角の囲みの部分であります、こちら将来像をまとめておりまして、ここで「まもる、いかす、つながる」というそれぞれの視点で計画を進めていくというようなことにしていくものでございます。

次に、92ページに移りますが、お願いいたします。

92ページでございますが、第６章計画の進め方と区域の設定ということでございます。実際、この計画に基づきます事業を進めていくに当たりましては、いきなり市全域を対象として一斉に取り組んでいくというのはなかなか難しいという判断をしておきまして、93ページの中段以下の表のように、文化財保存活用区域という形で市内を６つの区域に分けまして、各区域それぞれに課題に対する方針を定めまして、具体的な事業に取り組むということにしているものでございます。

以上、計画の概要を申し上げましたが、なおこの２つの計画につきましては、本年１月の定例教育委員会でご協議いただきまして、その後文化財保護審議会のご意見等も伺いました。それらを踏まえまして表現を工夫した部分、または整理を行わせていただいたというものでございます。

また、この２つの計画につきましては、パブリックコメント制度による意見聴取を行いました。２月10日から３月６日までの期間で行いましたが、両計画とも特に意見等というのはございませんでした。

あと、この２つの計画の今後の取扱いということで申し上げさせていただきますが、まず最初の文化芸術推進基本計画、こちらにつ

きましては、この議決後、印刷製本の準備に入らせていただきたいという考えでございます。

また、2つ目の文化財保存活用地域計画、こちらにつきましては最終的に文化庁の認定を受けるということになりますので、この議決後、4月になりましたら文化庁へ認定申請を行いまして、予定では4月には認定になるというような計画で進めていく予定でございます。

説明は以上でございます。

教育長
高橋委員

それでは、この件に関しご質問等ありましたらお願いいたします。

120ページの山都そばについてです。指定等というところが、山都そば、一番最後なのですが、「未指定（100年フード申請中）」となっていますが、これは認定されたのですよね。なので、ここは変えることができるのでしょうか。

文化課長

120ページの山都そばの記載でございますが、こちらはこの資料をまとめた段階での状況でございましたので、こちらは認定という形で訂正させていただきたいと思います。

教育長
長田委員

他にございますか。

前回から大変工夫されて見やすくなっていて、大変なご努力だったと思います。

それで実は幾つかあるのですが、この2つ合わせて拝見したときに、この文化芸術推進基本計画のほうの2ページの計画の位置づけの期間についてのことなのですが、そちらが2ページ。それから文化財のほうは、これは計画と期間について書いているものだと思うのですが、これは結局同じものを書いていると思うのですが、ちょっとずつやっぱり違ってしまっていて、それぞれの計画の中で、計画書全体のバランスとか、トーンとか特色を出す部分で皆さん力を出しどころだったと思って、それぞれが見やすいとは思いますが、喜多方市で計画が本当にいっぱいありますよね、上位計画から始まって、本当に計画がたくさんあるので、あと期間がちょっとずつずれていたりして、どれとどれがどうなっているのかというのが、一般の方にはすごく分かりにくいと思うのです。ですので、こういうものは同じ、最低これは同じ文化課のものなので、こういう部分を共通にして作ったり、取り扱ったりできないのかなと思うのです。

例えば、文化芸術のほうの隣のページの3ページのSDGsのこういうアイコンがありますよね。これはこれだな、SDGsのことだなというのが分かるように、本当は文化課だけではなくて、喜多方市全体としても私はやっていただきたいと思っているのですが、この計画をぱっと出したら、ああこの計画だったな、そしてこれがこの位置づけだなというのが、今回ちょっと急には無理だと思うのですけれども、そういう方向で何かこの位置づけが分かって、どう

いう中でこれがどういうものなのというのが分かるような共通の認識があればいいなと思っています。

それで、文化財のほうは、この地域計画が第1期、第2期とありますけれども、こちらの芸術のほうには何もなくて次期計画というふうになっていて、言葉の使い方というか、そういうのもちょっと違ってします。

あと、細かいことと言えば矢印、文化財のほうでは2ページなのですが、主な関連計画というところが示している矢印が喜多方市文化財保存活用地域計画の直接に中まで突き通ってきているのですが、芸術のほうでは全体的な文言に指すような矢印になっていたりとか、地域計画に直接指さってなくて全体的に絡んでいるようになっていたりとか、ちょっとずつ違ってきたりもしていますので。あと、調整、連携、整合とかいうところも、整合、調整しなかったり、統一して共通してやっていただけるとありがたいなというふうに思っています。

それから、あと内容のところではいいますと、文化芸術のほうの写真のところなのですが、11ページから13ページ。この写真の順番というのは10ページにある指定、選定、登録という中で、国、県という段階を追って載せていただいている写真、項目だと思うのですが、やはり見たときに国指定文化財とか重要文化財とかという表記が小さいので、やっぱり写真にぱっと目が行くと思うのです。そうすると、割と分類がばらばらな感じがしてしまうので、これは11ページの上にも歴史的建造物や伝統行事、伝統産業、自然景観云々と書いているので、そういう流れで建物は建物で熊野神社、小田付、甲斐家、そしてその後に、例えば伝統行事、御田植祭、彼岸獅子、祭り囃子という項目ごとに並べていったほうが、喜多方市全体の行事として同じ文化財資源なので、魅力が統一して伝わるのではないかと思います。

そして13ページについても、何か食文化の上下に自然の景観が入っているので、食文化は一番下だといったのではないかと思います。

あとそれから、すみません、いろいろ言って。グラフ、表のところなのですが、文化芸術の54ページです。この表をいろいろ色も変えて作ってくださっているのですが、ちょっとちぐはぐな気がしました。54ページの「好き」が左から始まっていて、その次に「きれい」が来ているのですが、「きれい」は普通右から来て対極のものは右のほうから来て、間が「何とも思わない」というふうにしたほうが、「きれい」自体の数も把握できますし、何か隣り合っている「好き」と「きれい」を一緒にしてグラフを見る意味もないので、ちょっとこの順番が違うのではないかなと。その後もなん

ですけれども。その後、それから未回答もここに特に載せる必要があるのか、表としてグラフの中に載せる必要があるのかなと思って。これをあえて外して、例えば未回答をどれぐらいということではちょっと数字で上のほうで書けばいいのではないかなというふうに思いました。

色遣いも、肯定的なこととか肯定的な部分は割と陽の色、否定的というか陽ではないほうは割と暗い色というイメージがあるので、これは「好き」が暗っぽい青い色で、「きらい」が赤い色で、ちょっと表を見たときにぱっと言葉のイメージと色のイメージがちょっとリンクしないので、ちょっと理解に、妨げまでいかないですけれども、色の意味というのもちょっと利用しながら使われたほうが良いと思っていて、57ページとかのグラフも、前と変わって緑になっていて、前向きな、能動的な明るいほうが良いのではないかなと思ってたり、あと円グラフですが、49ページからの円グラフなんかも同系色であるので、ちょっと差異が分かりにくいので、例えば50ページの「思う」、「思わない」も同じような色になっていますし、ちょっとグラフと表の提示の仕方をちょっとご一考いただけたらなと思いました。すみません、長々と。

教育長
文化課長

多岐にわたってですが、答弁大丈夫ですか。

ご意見ありがとうございます。

まず、両計画の記載の仕方というところのご指摘の部分でございます。実際に両方をぱっと並べて、同日に出しておりますので、比較してしまうというところがはっきり出てしまうのかなというところもあるのかなと思っております。

修正できる部分につきましては、こちらでも、できる部分といたしますか、検討させていただいている部分については検討させていただきたいという考えでございます。

ただ、全般的に申し上げますと、最初の文化芸術基本計画のほうにつきましては、記載の仕方をいろいろご指摘いただきましたが、あくまでも全般的な指針を示しているというような計画です。文化財保存活用地域計画のほうにつきましては、その基本的な計画プラス実際の実施計画というものを含めてということでボリュームも、ご覧のとおり相当になっているということでございまして、若干両計画のほう、位置づけの部分で異なっているというようなところもあって、我々のところでも完全に一致させるというような、そういう視点では取り組んでこなかったというところも若干ありますが、そこは当初申し上げましたとおり、できる範囲では我々も工夫をさせていただきたいと思えます。

あと、色の色遣いの部分も同様でございまして、こちらもそういうご指摘もあるかと思えます。ご意見等、我々も内部で、または関

係する方等の意見もいただきながら作成してまいったというところ
でございますので、今後併せて変更できるかは我々にお任せいただ
ければと考えてございます。

あと、写真の順番、こちらもご指摘あったように、我々としまし
ては、当然国指定、国登録、そういったものに今回一番重きを置いて
という順番の中身にしておりますので、そこはあと食文化云々につ
きましても、それぞれこの計画策定に携わっていただいた委員さん
の方などの意見を踏まえてこういった形になってきたという経過
もでございますので、今後ちょっと我々のほうでお任せいただければ、
できる範囲で対応させていただきたいと思っておりますので、ご了承
いただければと思います。

教育長
長田委員

よろしいですか。

すみません、個人的な感想をいろいろ長々申し上げて。皆さんで
いろいろ検討していただいた結果だとは思っているので、すみません、最
後の機会かなとあえて言わせていただいて申し訳ありません。よろ
しくお願いいたします。

教育長
高橋委員

他にありますか。

前回も申し上げたことなのですが、この文化財保存活用地域計画
の中で、例えば21ページを今見ているのですが、社会的状況の中で
市の歴史ですとか各地域の歴史などのようなことがとてもコンパクト
にまとまっていたり、あと写真など出ているところもあるので、
市全体の歴史を学ぶのにとっても、何というのですか、専門的では
ない分かりやすいテキストだと思います。

それで、先ほど社会教育の認定団体の中でも歴史の団体が1つ解
散してしまうということで、そうだなと思ったのですが、例えばで
すが、こういったものをテキストとして、今ある歴史研究をしている
グループとか、公民館の歴史講座のようなものがございます。そう
いったところにテキストとして使ってもらうようなことで活用する
ということができるのではないかと考えています。

それと、できればこれをテキストとして3年間、公民館講座でこ
れをテキストにしてやっていった中で、今度新たに市全体の歴史や
文化をめぐるグループというか、そういったものが誕生してくれる
といいなと思うのですが、そういった計画はございますか。

文化課長

この計画の活用という部分ですが、まずご意見いただきましたよ
うに、これを使っていただけるものでしたらいろんなところで活用
いただければと思いますので、我々もこれができたら、広く
いただきながら活用を図っていただければと考えてございます。

あと、実際この計画の中で歴史を学ぶような取組もやるという計
画をしておりますので、そういった方を、今度は学んだだけでは
なく、そういう地域のサポーター的な役割も担っていただけるよう

な、そんな人材育成という部分も含めて計画にも盛り込んでおりますので、そういった点も取り組みながらこれを活用していただければと考えてございます。

高橋委員

あと、文化芸術推進基本計画の一番最後のページあたりなのですが、ファシリテーターの地域おこし協力隊の石田さんという方なのですが、こうしたことに関わっていらっしゃるのので、例えばこの方を講師に招いて何かの機会に講演会などをしている団体にはこういった内容の文化芸術を守っていく、推進していくのに大事な地域の住民としてのコミュニティー、そういった話というのはこの方をお願いすることはできるのでしょうか。

文化課長

この石田さん、地域おこし協力隊で活動していただいておりますので、この方は時間等合えば対応できますので、昨年度あたりもいろんなところでワークショップですとか、開催していますので、ぜひ講演いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長

他にございますか。

山口委員

基本的なところで私分からないところがありまして、例えば県指定とか市指定というところで、文化財関係なのですけれども、これは指定になると予算がつくというような認識でよろしいでしょうか。

文化課長

国指定となりますと国の補助金等が使えるとか、そういうじかに補助がつくというようなところもございますが、特に大きく対価が、指定になっているから大きな予算がぼんとついているということではございませんので、それなりの、国指定になれば地域全体で守っていくという、そういう認識も高まりますし、あと当然予算も、先ほど申し上げましたとおり、ゼロではございませんが、活用できる部分も当然増えてくるという状況ではございますので、それは県でもそうですし、市指定になれば、市は市の予算ですのでさらに限られる部分もありますが、それ相応に対応できる部分が出てくるというようなところです。

山口委員

ありがとうございます。実はちょっと感じたというか、ちょっと具体的な一つ事例があったのですけれども、下柴の彼岸獅子さんなんかは、今ちょっと最近塩川地区のほうを回っていただいているのですけれども、回るときに、何というのですか、誰かの家とか会社とかの前でちょっと獅子の踊りをやるので、お金を下さいというようなやり方なのです。私は塩川なのですけれども、塩川地区のほうでちょっといきなり来られてよく分からなくて不安だというような声が出ているので、計画をしてやっているので予算もついていると思うので、何かそういうアプローチではない方向で保存のために何か、何でしょう、お金はかかると思うので、何かそれ以外の、例えば行政の支援だとか、そういう形で予算が確保できる方法があれば

いいなと思ひまして、ちょっと質問させていただいたというところ
です。

文化課長

この無形民俗文化財の団体さんにも、若干でございますが市で補助はさせていただきますが、本当に活動費の一部に充てていただける程度の補助ということでございます。あとはそれぞれ各団体さんの活動の中で継承していただくような状況でございます。市としてもできる限りの対応ということはしてまいりたいと思いますが、予算的なところはなかなか厳しいかと思ひますので、そこは団体さんともお話しする機会なども前回設けるようにしましたので、そういうことでお話ししながら、回ったときに、それは我々のところでどうこうというよりも、昔からの慣習的なところもあるのかなと思うので、そこは、そういったご意見はあったということはお伝えさせていただきますかと思ひます。

教育長

他によろしいでしょうか。

各委員

なし

教育長

それでは質問なしということで、この件について可決ということでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

議案第43号 喜多方市教育委員会における個人情報の保護に関する法律等施行規則

教育長

次に、議案第43号について説明をお願いします。

教育総務課長

本日追加提案ということでお手元にお配りしております文書をご用意いただきたいと思います。

それでは、議案第43号喜多方市教育委員会における個人情報の保護に関する法律等施行規則についてご説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、24ページをお開きいただきたいと思います。

この規則の提案理由につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴いまして、同法の施行に関し必要な事項を定める等のため、この規則を制定しようとするものでございます。

内容につきましては制度概要のほうでご説明いたしますので、さらに1枚めくっていただいて26ページをお開きいただきたいと思います。

上段にあります枠の囲みをご覧ください。まず、点線の枠のほうをご覧くださいと思います。

法の改正以前につきましては、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者等、地方公共団体等におきましてそれぞれに個人情報に関する法令が異なっておりましたが、令和5年4月1日以降は、実線の枠のほうをご覧くださいと思います。改正後の個人情報保

護法に一本化され、適用がされることとなります。

これに伴いまして、本市におきましては現行の喜多方市個人情報保護条例を令和5年3月31日をもって廃止しまして、改正後の個人情報保護法を本市に適用する際の細かな事項を定めるため、喜多方市個人情報の保護に関する法律等施行条例を制定することとしまして、去る3月14日に閉会いたしました3月市議会定例会におきまして議決されたことにより、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

本市教育委員会の個人情報保護に関するルールにつきましては、今回の個人情報保護法の改正及び本市の個人情報保護条例の廃止並びに本市個人情報の保護に関する法律施行条例が施行されたことに伴いまして、下の囲みにあります現在の規則を廃止しまして、今回提案しております喜多方市教育委員会における個人情報の保護に関する法律等施行規則を制定したいとするものでございます。

24ページにお戻りいただきたいと思います。

附則といたしまして、この規則は令和5年4月1日から施行したいとするものであります。

2といたしまして、先ほど26ページでご説明したとおり、現在の規則は廃止するものであります。

説明は以上になります。

教育長
高橋委員

それでは、この件について質問がありましたらお願いいたします。

内容がちょっと分からないのですが、今回でなくてよいので、どのようなところが変わったかということをご説明いただけたらいいなと思います。

また、私たち教育委員が気をつけなくてはいけない部分もあるかと思っておりますので、次回で構いませんので、簡単にご説明いただきたいと思います。

教育長
各委員
教育長

ではそれは次回でよろしいですか。他にありますか。

なし

それでは、ご質問がないようでございますので、この件については可決するということでよろしいでしょうか。

各委員
教育長

異議なし

異議なしということですので、この件については可決といたしました。

8 協議事項

協議第11号 喜多方市教育振興基本計画に基づく令和5年度重点事業実施計画について

教育長

それでは、少し長時間になっておりますがもう少しでございます

教育総務課長

ので、ご協力いただきたいと思います。

協議事項に入りますが、説明に入る前に加筆修正がありましたらお願いいたします。

修正等お願いしたいと思いますので、協議第11号別紙でお配りしております計画書（案）をご覧くださいと思います。

3ページになります。

重点的に取り組む施策の①の、事業名称で全国学力調査という、上から3つ目の箱のところになりますが、事業内容のところで記載の部分、丸があるのですけれども、1つ右側にずれてしまっていますので、それを左側の先頭に、総合学力調査の部分ですが、修正のほうお願いしたいと思います。

2つ目でございます。ページをめくっていただきまして5ページをご覧くださいと思います。

重点的に取り組む施策の⑤生涯スポーツへの接続の部分、事業名称、生涯スポーツに対する意識の醸成、新規となっておりますが、継続に修正をお願いいたします。

ページをめくっていただいて6ページをお願いいたします。

上から事業名称で3つ目になります。校務支援システムの運用のところで、事業内容の2行目の終わりの部分になります。学校教育の受けるという字になっておりますが、「充実」、みちるという字の誤りですので、充実を図るというふうに修正をお願いします。

修正については以上になります。よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、協議第11号についての説明をお願いいたします。

教育総務課長

では、次第の21ページをお開きいただきたいと思います。

喜多方市教育振興基本計画に基づく令和5年度重点事業実施計画について、下記のとおり作成したいので協議するものでございます。

計画書（案）といたしまして別紙をご覧くださいと思います。

事業の数が85ありますので、ここから私のほうで、時間の関係もございしますので、選んでご説明をさせていただきます。

5ページをご覧くださいと思います。一番上のところになります。

事業名称を申し上げます。学校給食への喜多方市産農産物の活用推進。

事業内容につきましては、喜多方市学校給食基本方針に基づく実施計画の取組を効果的に推進するため、学校給食推進本部及び学校給食推進会議を設置、開催し、本市学校給食のさらなる発展を図るものでございます。

学校給食推進本部、それから推進会議については記載の月に開催をする予定でございます。

生産者の会、栄養士、調理員等の学校給食関係者と課題解決を図

るとともに、協力体制を強化し、喜多方市産農産物活用推進に取り組むものでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

事業名称で上から3つ目になります。校務支援システムの運用、新規事業になります。

事業の内容ですが、学校現場を取り巻く環境が複雑化、多様化し、学校に求められる役割が拡大していることから、校務支援システムを導入することにより教員の事務負担軽減と学校教育の充実を図るというものでございます。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。

基本目標Ⅱの部分の事業になります。

9ページの上から2つ目の箱のところになります。事業名称、ひとづくり・交流拠点複合施設整備事業、新規事業になります。

事業の内容ですが、第2期工事、基本設計業務委託を行うものでございます。

同じく9ページの下から2つ目の部分になります。事業名称、スポーツ振興コーディネーターの配置。

事業の内容ですが、地域のスポーツ活動や地域コミュニティの活性化のため、地域おこし協力隊事業を活用し、スポーツ振興コーディネーター1名を配置し、地域に出向いたスポーツ教室や市民のニーズに合ったスポーツイベントを実施し、市民のスポーツ活動の活性化と心身の健康増進を図るという内容でございます。

続いて、基本目標Ⅲのところになります。

12ページをお開きいただきたいと思います。

事業名称で上から4つ目の部分になります。文化と芸術のかおり高いまちづくり推進事業（文化芸術創造都市推進事業）で、事業の内容は、文化芸術によるまちづくりを推進するため、喜多方市文化芸術的推進基本計画に基づく文化芸術創造都市推進事業を実施するものでございます。

以下、実施する事業については記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長
山口委員

それでは、この件に関し質問等ございましたらお願いいたします。

今ご説明いただきました6ページの校務支援システムの運用新規というのがあるのですけれども、学校の校務の支援システムというのは具体的にどのようなものなのでしょう。

学校教育課長

これは学校のパソコンの中に校務運営システムというものを導入いたしまして、例えば出席簿関係ですとか成績、それから保健関係のそうしたデータなどを一括して入力できるソフトになりまして、こちらのほうは喜多方市のみならず福島県内でも数十校導入してい

るシステムでありまして、このシステムを使うことによりまして学校の教員の負担軽減を図ると、そういうような目的で導入が進められているものを喜多方市でも来年度導入するということでございます。

山口委員

ありがとうございます。ぜひ導入していただければと思います。

あと、もう1件なのですけれども、9ページの、今ご説明いただいたのですけれども、スポーツ振興コーディネーター（地域おこし協力隊の配置）ということで、地域のスポーツ活動や地域コミュニティ活性化のために地域おこし協力事業を活用しとなっているのですけれども、これは1名配置するのですけれども、予算はついてはいないようなのですけれども、これは国とかから予算が出ているのでうちとしてはやらなくてよいということでしょうか。

生涯学習課長

スポーツ振興コーディネーターの部分につきましては、実際の所管課は地域振興課のほうになりまして、そちらについては予算が約400万円、人件費ほど、あと家賃ですとか、そういったもろもろの費用、約400万円程度計上となっております。

教育長

他にございませんでしょうか。

高橋委員

5ページの上から2つ目の生涯スポーツへの接続。これは先ほどご説明ありましたが、一番最後の所管課のところ、去年はここに生涯学習課が入っていたかなと思うのですが、今年は抜けてよかったのでしょうかというのを1つ質問です。

学校教育課長

今ほどご質問の生涯スポーツへの接続というところでございますが、この中で継続しておりますのは、小学校において多様な運動プログラムに触れさせることによってスポーツに関する興味関心を持たせ、そして生涯にわたってスポーツに親しみ、そうした子供のを図っていくというところでの内容ですので、直接地域の部活動とは関連はないところでございます。

高橋委員

ありがとうございます。では、地域の部活動というところは別にしてきたということですか。分かりました。

教育長

他にございますか。よろしいでしょうか。

高橋委員

5ページの一番下のフリースクールについてなんですが、去年は火曜日、木曜日だったものが今度は火曜日だけになって予算も約半分ということで、これで大丈夫ということでしょうか。

学校教育課長

昨年度は週2ということで組んでおりましたけれども、実際には火曜日だけというような状況がございました。それで、人数も4名から5名、今年は来ておりましたけれども、この実態に即しまして来年度もこのように週1ということで進めていきたいと思ひまして、昨年度と比べると半分にはなっておりますけれども、あくまでも実態を考慮した予定ということでご理解いただければと思います。

以上です。

教育長 他にございますでしょうか。

各委員 なし

教育長 なければ、この程度にしたいと思うのですが、教育総務課長。

教育総務課長 この計画案につきましては、この予算の関係でというか、最終確認いたしますので、修正等ある場合がありますので、そこはご了承いただきたいと思います。

なお、年度末までにこの計画書を作成いたしまして、委員の皆様へ送付させていただくようにいたしますのでよろしく願いいたします。

9 その他

(1) 教育長及び各委員から

教育長 それではその他に入りたいと思います。

まず、教育長及び各委員からということですが、私のほうからは特にございません。

各委員から何かございましたらお願いいたします。

長田委員 いろいろたくさん資料を配っていただいております。それで、いろんな計画書をいただいているのですが、前のものを紐解いて見たり、たくさんあるので、できたら表紙のところにこういうふうに、何年度、西暦も加えて、いつからいつまでと書いていただけると大変ありがたいなと思うので、それをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。いろいろ頂いています。いつもいろんな資料がありますけれども。

教育総務課長 様々な計画書をお出ししているところで、教育委員会で表紙はこのようなにしますという統一は今現在なされていないところでしたので、今後いまのご意見をいただきまして、できる限りといったところでやっていきたいと、検討していきたいというふうには考えております。

教育長 今後の検討事項ということですね。お願いします。

それでは他にございますか。

高橋委員 お願いが2つあります。

1つは、今年は教科書改革という大きなものがありまして、前回も申し上げましたが、教科書改革について、先日藤井寺市の報道などがございまして大変ショックを受けている状態です。そうしたこともあるので、やはりもう少し教育委員として教科書採択について知識というか学習をするべきだったなと思っています。

そこでお願いなのですが、今採択されている教科書の表と、いい点など、もしそうした分かりやすい資料などがあるようでしたら見

せていただきたいのと、あと今の教科書と、それから今度候補になってくる教科書というのがもし見られる状態でしたら、教育委員会のロッカーのあるところにでもちょっと置いていただけると、時々お邪魔して見せていただいて少し質問することもあるかもしれませんが、少し理解を深めたいと思っていますので、よろしくお願いいたしますします。

そしてもう一つは、部活動についてです。中体連の形が変わって地域スポーツクラブでも全国大会まで行けるということになるという話ですが、それについて喜多方市でどのように考えているかというものを、計画、次回でいいです、どのように進めていくのかをお聞きしたいと思います。適正規模、適正配置、それがあつたのでまだ決められないというのはあると思うのですが、ぜひ今いる子供たちも少しいい状態で部活動に取り組めるように、地域のスポーツクラブというところを少し、今からもう一度つくり始め、充実させていってはどうかと考えています。

以上です。

学校教育課長

それで教科書の関係でお答えをしたいと思います。

昨年度まで教科書については詳しくご説明もせず、大変申し訳なかったと思います。今後、今ほどご所望いただきましたリストと、あとは分かるところで、ちょっとひょっとしたらご用意できない部分もあるのかもしれませんが、見ていただける部分につきまして準備をさせていただきたいと思います。

あと、教科書の掲示につきましても、教育委員会として持っている部分はぜひご覧いただけるような内容にしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますします。

生涯学習課長

地域部活動関係でございます。重点事業の11ページの一番上のほうに地域学校協働活動事業ということで、令和3年から実施してございましたが、前の定例会の中でも触れた部分かと思ひますけれども、こちらの部分について、今までの地域学校協働活動と中学校部活動の休日の地域移行という形で、こちらの事業を再構築いたしまして、5年度から新たに総括のコーディネーターと、競技別のコーディネーター、あるいは学校区別のコーディネーターという形で、こちらのコーディネーターを配置して、中学校で合同のチーム編成ができないということがございますので、まずは合同のスポーツの支援をして、大会等にも出られるような仕組みづくりをしていきたいと考えてございます。

この部分についても5年度の重点事業となっておりますので、その時々でいろいろご報告させていただければと思ひてございます。

(2) 事務局から

教育長
学校教育課長

次に、事務局からございますか。

時間のないところ大変申し訳ございません。

では次第の後ろのほうにございます①と②のいじめの状況と入学式についてだけ簡単に申し上げさせていただければと思います。

では、資料の令和4年度第2学期喜多方市立小・中学校不登校の現状についてをご覧くださいと思います。

ざっと表のほうを見ますと、小学校で12月現在で22名が不登校の状況でございます。中学校におきましては、12月現在で63名ということでございます。小学校と中学校を合わせますと85名ということで、昨年度と比較しますと、不登校状況を見えますと、小学校で2名、現時点で増えている。中学校で20名増えているというような状況がございます。

現在、先ほど話題になりましたフリースクールのほうも、ほとんど来ているのが中学生。中学生が4名の小学生1名というところでございますので、今後フリースクールはもちろんですけれども、学校で子供たち、まずは不登校を出さない魅力ある学校づくりや、そしてまた不登校になってしまった場合の対応につきまして、記載の2番の(2)でございますけれども、不登校児童生徒に対するきめ細かい柔軟な対応をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

では、裏をご覧くださいと思います。

これは第2学期までのいじめの現状についてというところでございます。

まず1番目で、いじめの認知件数でございますけれども、小学校で前年度比でマイナス75、中学校で前年度比でプラス8、合計でマイナス67というような前年度比でございます。

傾向といたしましては、若干減っているとは思いますが、ただ今後も認知件数は、やはり教員の子供たちを見る目の本当に重要なところでございますので、こうしたところに目を光らせながら、今後もいじめにつながらないよう認知をしっかりとてまいりたいと思っております。

それでは、続きまして入学式等についてご説明を申し上げたいと思いますので、入学式の通知案をご覧くださいと思います。

まず、卒業式へのご参加、本当にありがとうございました。告辞のほうしていただきまして大変ありがとうございました。

今回の入学式につきまして、対応につきましてはこれまでと変わらないように進めていきたいと思っております。つまり、教職員と児童生徒につきましてはマスクなしで、来賓と保護者についてはマスクありというような状況で進めていきたいと思っております。文科省から今日、

まずは新聞によりますと、4月1日からはもうマスクなしだということが良となるようでございますけれども、喜多方市で現在、やはりまだ増えている状況もございますので、こうしたところについては、今の段階では保護者と来賓についてはマスクということで進めてまいりたいと思っております。

それから、皆様方が告辞を述べられる際につきましてはマスクを外していただいても大丈夫ですので、その点はどうぞよろしくお願いいたします。

では、役割分担でございますが、1ページに記載のとおり学校に10時、小学校は午前10時ということでお願いをいたします。

裏をご覧くださいますと中学校の入学式でございます。統一して1時30分からという開始時刻になりますので、お忙しいとは存じますが、ご出席、そしてまた告辞のほうどうぞよろしくお願いをいたしたいと思えます。

あわせまして、離任式と対面式のことでございますが、これは資料がございません。市教職員離任式は3月28日に行いますが、これは今回も退職者だけを呼びます。それで昨年度同様、教育委員会のメンバーでやらせていただきたいと思いますので、教育委員の皆様につきましては出席していただかなくて大丈夫です。

それとあわせまして、4月4日に市の教職員の対面式を行うところでございますが、こちらはウェブで行う予定でございますので、こちらのほうも教育委員の皆様に出席していただくことはございませんので、コロナのこうした状況もございますこと、ご理解を頂戴したいと思っております。

長くなってすみません。以上でございます。

教育長

よろしいでしょうか。

ではもう1点付け加えて。入学式から来賓が入りますよね。そのこともお願いします。

学校教育課長

入学式で1点変わったところを申し上げず、すみません。

来賓につきましては、議会が入ってまいります。あと、学校の判断で来賓も呼んで可能ということでこちらのほうで通知を出しておりますので、そういう意味ではこれまで席がぼつんとお一人になったところ、ずっと並ぶようになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

9 連絡事項

- (1) 令和4年度教育委員会会議の開催日程（案）等について
- (2) 令和5年度教育委員会会議の開催日程（案）等について

教育長
教育総務課長

それでは、連絡事項ということでよろしいでしょうか。

次第の22ページをお開きいただきたいと思います。

令和4年度の教育委員会の会議の開催日程でございます。3月30日木曜日、午前10時から臨時会を予定させていただきますのでよろしくお願いいたします。

今後の日程、その下になります。小学校の卒業式が3月23日木曜日午前、各小学校において行いますので、ご対応のほうお願いいたします。

23ページをお開きいただきたいと思います。

令和5年度の教育委員会の会議の開催日程（案）については記載のとおりでございますので、ご予約のほうお願いしたいと思います。

その下、今後の日程につきましては、ただいま学校教育課長から説明ありましたので省略させていただきますが、ご対応のほうよろしくお願いいたします。

以上になります。

教育長

それでは以上になります。

あとはよろしいですね。ありませんね。

それでは、長時間にわたり本当にありがとうございました。

それではこれをもちまして令和5年3月教育委員会定例会を終了いたします。

以上でございます。大変お疲れさまでございました。

以上 記録の正確なることを認め、ここに署名する。

教育長 佐 川 正 人

教育長職務代理者 遠 藤 一 幸

二番委員 高 橋 明 子

三番委員 長 田 聡 子

四番委員 山 口 謙太郎

教育総務課長補佐 塚 原 和 憲

